

平成30年度 八幡市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法という。」）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進する。

2 適用範囲

この方針は、八幡市の全組織を対象とする。

3 対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設は、法第2条第2項から第4項までの規定で定める施設とする。

4 調達の対象品目

(1) 物品

- ① 食料品・飲料
- ② 小物雑貨
- ③ その他の物品

(2) 役務

- ① 印刷
- ② 清掃・施設管理
- ③ その他のサービス・役務

5 調達目標

平成30年度の調達目標は、前年度における障害者就労施設等からの調達実績額を上回ることに努める。

【参考】平成29年度 2,484,410円

6 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集を行い、調達を推進するため全ての部署に情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。
- (3) 八幡市障がい者地域生活支援協議会において、調達の推進に係る課題を分析し、拡大にむけての方策等を検討する。

7 調達方針と実績の公表

本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針及び実績は、市ホームページ等で公表する。